

# 高島市勤労者互助会共済給付事業規程

## (目 的)

第1条 この規程は、高島市勤労者互助会（以下「互助会」という。）規約第4条第1号に規定する事業目的を達成するために行う共済給付事業に関し必要な事項を定めるものとする。

## (共済給付事業の範囲と実施方法)

第2条 共済給付事業の範囲は、別表のとおりとし、会員にその給付事由が発生した時は、給付金を給付するものとする。

2 共済給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-11-17）（略称、全労済協会という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」という。）を締結して実施し、互助会又は会員が保険契約の被保険者となるものとする。

3 給付金の給付の条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。

## (給付の請求)

第3条 給付の請求をしようとするときは、所定の様式に給付事由の発生を証する書類を添えて、本部事務局へ提出するものとする。

2 給付金は、給付事由が発生した日の翌日から3年を経過したとき、その権利は消滅する。

## (虚偽の申請)

第4条 会員または給付金の受取人が虚偽の申請により給付金の給付を受けたことが明らかになった場合には、理事長は直ちに給付金を返還させなければならない。

## (異議の申し立て)

第5条 給付の決定内容に不服があるときは、1ヵ月以内に理事長に異議を申し立てることができる。

## (施行の細目)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## (経過措置)

第7条 この規程による改正後の規程は、この施行日以後に支払うべき事由が生じた給付金の支払に適用し、施行日以前に支払うべき事由が生じた給付金の支払については、なお従前の例による。

付 則

この規程は、平成 4 年 4 月 17 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 13 年 5 月 16 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この規程は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 22 年 10 月 4 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 23 年 3 月 18 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 5 月 28 日から施行する。

【別表1】

給付事由			給付金額（円）	
死亡 保 険 金	会員本人	交通事故により死亡した場合	700,000	
		不慮の事故により死亡した場合	200,000	
		疾病により死亡した場合	65歳未満	200,000
			65歳以上	100,000
死亡 弔 慰 金	会員の配偶者が死亡した場合		30,000	
	会員の子が死亡した場合		20,000	
	会員の親が死亡した場合		10,000	
重 度 障 害 ・ 後 遺 障 害 保 険 金	会員本人	交通事故により後遺障害の状態となった場合	700,000～28,000	
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合	200,000～8,000	
		疾病により重度障害の状態となった場合	65歳未満	200,000
			65歳以上	100,000
傷 病 休 業 保 険 金	会員本人	傷病により右の期間を休業した場合	30日以上	10,000
			90日以上	20,000
住 宅 災 害 保 険 金	火災等による	会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合	50%以上	300,000
			30%以上50%未満	210,000
			20%以上30%未満	150,000
			20%未満	60,000
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	70%以上	90,000
			20%以上70%未満	45,000
			20%未満	9,000
		会員の居住する建物の床上浸水	18,000	
祝 金	結婚祝金	会員が結婚した場合	20,000	
	出生祝金	会員に子が出生した場合	10,000	
	就学祝金	会員の子が小学校に入学した場合	10,000	
	還暦祝金	会員が満60歳に達した場合	10,000	
	勤続祝金	会員が勤続して右の期間を経過した場合	20年	10,000
25年			10,000	
30年			10,000	
餞 別 金	退会餞別金	会員が在会して5年以上の期間を経過して退会した場合	10,000	

※夫婦・親子等が共に会員の場合、該当する保険金は共にお支払いされます。